

COP10/MOP5に向けた取組

環境省 自然環境局 自然環境計画課 生物多様性地球戦略企画室

資料 1 「SATOYAMA イニシアティブ 国際パートナーシップ 準備会合」の結果概要	1
資料 2 「生物多様性条約締約国会議議長国閣僚級会合」等の結果概要	4
資料 3 「アフリカ生物多様性会議」の結果概要	15
資料 4 「ABS地域間交渉会合（概要と評価）」	17
資料 5 「国連総会生物多様性に関するハイレベル会合」等の結果概要	20
資料 6 国際生物多様性年国内委員会の展開について	26
資料 7 グリーンウェーブ 2010 の結果	28
資料 8 「COP10/100 日前イベント」の結果概要	30
資料 9 「生物多様性国際ユース会議 in 愛知 2010」の開催結果	32
資料 10 COP10 オフィシャルソングの決定について	40
資料 11 COP10/MOP5 日程表	43
資料 12 日本政府主催の COP10 サイドイベント一覧	44



(お知らせ)
SATOYAMA イニシアティブ国際パートナーシップ準備会合
の開催結果について

平成22年 8月27日(金)
環境省自然環境局自然環境計画課
生物多様性地球戦略企画室
代 表 : 03-3581-3351
直 通 : 03-5521-8150
室 長 : 鳥居 敏男(内線6480)
専 門 官 : 川口 大二(内線6476)
担 当 : 奥田 青州(内線6476)

8月23 - 24日に山梨県富士吉田市において、関係各国の政府・国際機関の関係者、研究者、専門家約80名の参加を得て「SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ準備会合 ~社会生態学的生産ランドスケープの推進を目指して~」を環境省、国連大学高等研究所主催、生物多様性条約事務局共催で開催しました。

本会合では、生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)で発足することとしている、上記パートナーシップの運営や活動内容等について議論を行いました。

SATOYAMA イニシアティブ

2010年に愛知県名古屋市で開催予定の生物多様性条約第10回締約国会議(以下、COP10)では「生物多様性の持続可能な利用」が重要な課題の一つとなる予定です。環境省では、国連大学高等研究所と連携し、「自然共生社会の実現」という長期目標の下、二次的自然環境における自然資源の持続可能な利用・管理を進めるための取組みを「SATOYAMA イニシアティブ」として国際的に推進し、COP10を契機として多様な主体の支持・参加を得た国際パートナーシップを設立する予定です。

1 実施主体

主催：環境省、国連大学高等研究所
共催：生物多様性条約事務局
後援：山梨県

2 目的

本会合は

SATOYAMA イニシアティブ国際パートナーシップ(IPS I)の運営方法や活動内容等について検討を行うこと、
COP10 期間中における IPS I の発足式について検討すること、

地球のいのち、つないでいこう



生物多様性

COP10における SATOYAMA イニシアティブ関連の決議案について検討を行うこと、
を目的として行われました。

3 日程

平成 22 年 8 月 23 日（月） - 24 日（火）

4 開催地

山梨県富士吉田市 山梨県環境科学研究所 ホール
（〒403-0005 山梨県富士吉田市上吉田字剣丸尾 5597-1）

5 議題

8 月 23 日

- ・セッション 1：IPSI の運営方法及び活動内容

議題 1：IPSI 運営規定の案についての検討

議題 2：IPSI の協力活動

8 月 24 日

- ・セッション 2：COP10 とその後に向けた戦略的取組

議題 3：COP10 における IPSI 発足式

議題 4：COP10 における SATOYAMA イニシアティブ関連の決議案についての意見交換

6 議論の概要と成果

1 日目：IPSI の運営方法及び活動内容

- ・午前中は、IPSI の運営規定案について検討を行いました。

議論の中では、

- IPSI に地域住民や先住民を参画させていくことの重要性、
- IPSI への参加要件として事例の提出は有効だが、しかし地域住民等による事例作成に当たっては能力面・言語面での支援が必要であること、
- IPSI の円滑な運営を図るため、総会における意思決定の範囲や制度、開催頻度について、さらなる検討が必要であること、
- 運営委員会のメンバーの選出や交代等の手続き事項に関し、民主的な制度及び継続性の担保の必要性、
- 継続性やこれまでの SATOYAMA イニシアティブへの貢献から、事務局は当面の間は国連大学高等研究所が担うのが適当であること、
- 生物多様性条約の関連プログラムとの連携の必要性、
- SATOYAMA イニシアティブの関連活動に係る資金動員戦略等の検討の必要性、

等が指摘されました。

- ・また、IPSI の想定される 5 つの活動分野（知見の集積・普及、政策研究、指標研究、能力開発、現地活動支援）については、それらが横断的で相互に関係があることの認識の重要性等について指摘されました。

- ・ 午後は、国連大学高等研究所、国連大学サステナビリティと平和研究所、国連環境計画（UNEP）、バイオバーシティ・インターナショナル、国連地域開発センター（UNCRD）、地球環境ファシリティ（GEF）、国連開発計画（UNDP）、クリティカル・エコシステム・パートナーシップ基金（CEPF）、コンサベーション・インターナショナル（CI）の発表者により、各機関・各組織が IPSI に対してどのような協力活動を行えるのかについての発表が行われ、各団体・各機関において、IPSI と共通する考え方や、IPSI の活動となり得る活動が多くあることが共有されたほか、
 - 自然資源の管理にあたっては、多様な主体の参加を得た地域での活動が重要であり、またそうした活動にあたっては、伝統的知識と科学的知見を融合した新たなイノベーションにつなげていくことが必要であること、
 - 関係者の能力開発の重要性、
 - GEF のスモールグラントプログラム並びに CEPF 等のプログラムやイニシアティブの経験から学び、連携を強化することにより、相乗効果を促進すること、等が指摘されました。

2 日目：COP10 とその後に向けた戦略的取組

- ・ COP10 期間中に予定している、IPSI の発足式の内容、進め方について検討を行い、開催の時期や、プログラム構成、効果的な広報戦略、運営規則の承認に向けた段取りなどについての認識が共有されました。
- ・ また、SATOYAMA イニシアティブ関連の決議案に関する意見交換を行い、修正点や進め方に関する留意点が指摘された他、SATOYAMA イニシアティブに対する理解を得るために COP10 に向けてさらなる働きかけが必要であるとの認識が共有されました。

全体概要

- ・ 本会合結果、運営規定はほぼ合意され、COP10 に向けて IPSI の立ち上げに向けた準備を早急に進めることとなりました。

7 その他

本会合での配布資料、発表資料、議長総括等については、近日中に以下のウェブサイトに掲載する予定です。

【SATOYAMA イニシアティブウェブサイト】

日本語 <http://satoyama-initiative.org/jp/>

英語 <http://satoyama-initiative.org/en/>

田島環境副大臣による気候変動非公式閣僚級会合及び 生物多様性条約締約国会議議長国閣僚級会合への出席結果について (お知らせ)

平成 22 年 9 月 6 日 (月)
環境省自然環境局生物多様性地球戦略
企画室
代表：03-3351-3581
直通：03-5521-8150
室 長：鳥居 敏男 (内線：6480)
補 佐：中島 尚子 (内線：6488)
環境省地球環境局国際対策室
直通：03-5521-8330
国際調整官：島田久仁彦
室 長：関谷 毅史 (内線：6772)
室長補佐：相澤・長谷川 (内線：6773)
担 当：中川 正則 (内線：6775)

田島環境副大臣は、9月2日(木)及び3日(金)に、スイス(ジュネーブ)で開催された気候変動非公式閣僚級会合及び生物多様性条約締約国会議議長国閣僚級会合に出席しましたので、その結果をお知らせします。

1. 会議の概要

(1) スイス・メキシコ共催気候変動非公式閣僚級会合

- ・日 時：平成 22 年 9 月 2 日(火)及び 3 日(金)
- ・場 所：スイス(ジュネーブ)
- ・主催者：スイス及びメキシコ政府(共同議長：スイス環境大臣、メキシコ外務大臣)
- ・出席者：45 カ国及び EU の関係閣僚等
- ・会議の目的：COP16 に向け、主要国の閣僚による意見交換を行うもの。
- ・議題：資金(新たな基金、民間セクターの役割、長期資金の資金源等)

(2) 生物多様性条約締約国会議(COP)議長国閣僚級会合

- ・日 時：平成 22 年 9 月 3 日(金)
- ・場 所：スイス(ジュネーブ郊外・ボセー城)
- ・主催者：生物多様性条約事務局及びドイツ政府
- ・出席者：COP 2 ~ 11 議長国(インドネシア、アルゼンチン、スロバキア、ケニア、オランダ、マレーシア、ブラジル、ドイツ、日本、インド)、スイス(ホスト国)及び生物多様性条約事務局
うち、インドネシア、マレーシア、ブラジル、ドイツ、日本、インド、スイスから閣僚級が出席。
- ・会議の目的：本年 9 月 22 日に開催される国連総会ハイレベル会合及び COP10 に向け、

非公式な閣僚レベルでの意見交換を実施するとともに、世界各国に生物多様性保全への取組を呼びかけること。

2. 議論の概要

(1) スイス・メキシコ共催気候変動非公式閣僚級会合

議論の概要

途上国における排出削減及び適応を支援するため、長期資金として先進国が2020年までに毎年1000億ドルを動員するとの目標と、新たな基金の設立がコペンハーゲン合意に盛り込まれたことを踏まえ、新たな基金の管理方法、先進国による資金供与全般の監督の在り方、資金源、民間セクターの役割等について議論がなされた。

その結果、新たな基金の設立の必要性について参加者間で認識が共有されたものの、資金源や資金供与全般の監督の在り方については依然として意見の隔たりがあった。

具体的には、途上国からは、民間セクターの役割は補完的なものであり、先進国が公的資金の拠出をまず約束すべきこと、資金供与全般の監督組織を新たに設置すべきとの主張がなされた一方、先進国からは、公的資金のみでは膨大な資金需要を満たすことはできず、民間資金の役割が重要であること、新たな監督組織は不要との主張がなされた。

日本の貢献

我が国からは、田島環境副大臣より以下の点を中心に

- ・我が国は短期資金支援を着実に実施していること
- ・コペンハーゲン合意を踏まえて、全ての主要国が参加する公平かつ実効性のある国際枠組みの構築が必要であり、資金についても、緩和などとバランスのとれたパッケージとして、既存の組織を有効に活用しつつ、途上国の取組を効率的に支援できる仕組みとすべきこと

等の主張を行った。

今後の予定

COP16に向けた公式の交渉会議として10月に中国・天津にて開催される次回特別作業部会(AWG)においては、今回の会合での議論も踏まえて、引き続き、新たな基金の管理方法や、監督組織の在り方等を主な論点として議論が行われる見込みである。

(2) 生物多様性条約締約国会議(COP)議長国閣僚級会合

議論の概要

COP9議長国であるドイツの環境大臣、COP10議長国である我が国の田島副大臣、COP11議長国候補であるインドの環境大臣より、それぞれ生物多様性保全にむけた取組みについてスピーチが行われた。また、COP10で議論される遺伝資源へのアクセスと利益配分(ABS)に関する国際交渉の現状について、ABS作業部会共同議長からの報告が行われた。各参加者からは、COP10の主要議題である条約の新・戦略計画(ポスト2010年目標)及びABS議定書の合意が非常に重要であり、各国が積極的に議論に参加していくべきこと等が指摘された。

また、本会合の議論の成果については、「ジュネーブ・閣僚による生物多様性のための即時行動の呼びかけ」(別添)として取りまとめられた。

日本の貢献

我が国からは、田島副大臣より、

- ・国際生物多様性年である本年に、国際社会が生物多様性の損失をくいとめるために緊急に取り組む必要があることを指摘するとともに、
- ・我が国としても、COP10 議長国として、条約の新・戦略計画（ポスト 2010 年目標）、遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）等の議論について積極的に参加するとともに、ポスト 2010 年目標実施にむけた途上国支援に取り組んでいくこと等を表明した。

（ 3 ）二国間会談等

田島環境副大臣は、ドイツのノルベルト・レットゲン環境・自然保護・原子力安全大臣、インドのジャイラム・ラメシュ環境大臣、マレーシアのジョセフ・クルップ環境副大臣と、生物多様性条約 COP10 の主要議題等に関する意見交換を行った。また、南川地球環境審議官は、フィゲールス気候変動枠組条約事務局長と今後の交渉の進め方等について、意見交換を行った。

Geneva Ministerial Biodiversity Call for Immediate Action

Château de Bossey, Geneva

3 September 2010

We, the Ministers of responsible for biodiversity of the countries who have held or will hold the Presidency of the Conference of the Parties to the Convention on Biological Diversity, having met in Geneva on 3 September 2010, with the kind support of the Government of Switzerland, affirm that:

- Biological diversity plays a key role in maintaining the benign conditions of our planet that are the basis of the well-being of human societies and very survival of our species;
- Only by conserving biodiversity, using it sustainably, and sharing the benefits arising out of the utilization of its genetic resources and associated traditional knowledge will we ensure the continued provision of the ecosystem services upon which we all depend;

We note with extreme concern that:

- The Johannesburg biodiversity target to reduce significantly the rate of loss of biodiversity by 2010 has not been met in full, and biodiversity continues to be lost at an unprecedented rate and is being compounded by climate change;
- Implementation of the Convention is constrained by: insufficient human, technical and financial resources, especially in developing countries, in particular the least developed countries and small island developing states, as well as countries with economies in transition; insufficient integration of biodiversity issues into broader policies, strategies and programmes; lack of an international regime on Access and Benefit Sharing; lack of awareness about importance of biodiversity and incomplete understanding of opportunity costs and valuation of ecosystem services.
- The third edition of the Global Biodiversity Outlook published in May 2010 confirms that human actions are putting such strain on the environment that the ability of the planet's ecosystems to sustain future generations can no longer be taken for granted and that the pressures driving the loss of biodiversity show few signs of easing and the consequences of current trends are much worse than previously thought;

- As demonstrated by the Global Biodiversity Outlook, if current trends are allowed to continue over the next decade or two, several “tipping points” will be reached before the end of the century with irreparable damage to the ability of major ecosystems to continue providing their goods and services ;
- The fate of biodiversity for millennia to come will be determined by action or inaction over the next decade or two.

We declare that:

Equal attention must be given to the three objectives of the Convention: the conservation of biological diversity; the sustainable use of its components and the fair and equitable sharing of benefits arising from the utilization of genetic resources

- All countries should commit themselves to a common long-term vision and short-term mission for biodiversity and to global, regional and national targets to be achieved;
- These targets need to be both ambitious and realistic; they need to be understandable to policy-makers and the public;
- National targets should be developed in the light of national circumstances and capabilities;
- Implementation of these the new biodiversity Strategy need to be supported by the Strategy for Resource Mobilization for the provision of adequate and predictable financial resources, and technology transfer, to developing countries;
- The new biodiversity mission requires the full engagement of all stakeholders and welcome the Business and Biodiversity initiative and call for the active engagement of the Business community in the implementation of the post 2010 Biodiversity Strategy;
- The issues of climate change and biodiversity loss are inextricably linked; each can exacerbate the impacts of the other, but at the same time there are policy options that can address both issues. The identification of such co-benefits is essential at global, regional and national levels. In particular the implementation of voluntary REDD/REDD+ mechanisms should be done to enrich biodiversity.

We call upon all government to the High-level Meeting on Biodiversity of the 65th session of the General Assembly to provide participants at the tenth meeting of the Conference of the Parties to the Convention on Biological Diversity with clear guidance for concluding a Protocol on Access and Benefit Sharing (ABS) at Nagoya and for adopting and

implementing the new biodiversity vision for the 21st century that will reduce and ultimately halt the net loss of biodiversity such that vital ecosystem services are maintained. We stress that the new biodiversity strategy for 2011-2020 will provide an overarching framework for action by all biodiversity partners.

We support the initiative of Japan to recommend that the United Nations consider declaring 2011-2020 as the International Decade for Biodiversity.

We also call upon all countries that have not yet done so to accede to the Convention as soon as possible.

We decide to establish an informal ministerial COP Presidency biodiversity forum. This forum will meet periodically at relevant biodiversity-related ministerial meetings to exchange views and provide leadership in the implementation of the 2011-2020 Strategic Plan of the Convention as well as during the United Nations Decade on Biodiversity, if it is declared so by the UNGA. The meetings will be convened by the country presiding the Conference of the Parties with the support of the Executive Secretary.

We decide that the Geneva Ministerial Biodiversity Call for Immediate Action to be presented to the High Level Event of the sixty-fifth session of the United Nations General Assembly to be held in New York on 22 September, 2010 as well as the High Level Segment of the tenth meeting of the Conference of the Parties to be held in Nagoya, Aichi Prefecture, Japan on 27-29 October, 2010.

Château de Bossey, Geneva
3 September 2010

[Signatures]

(For)

His Excellency Prof. Dr. Gusti Muhammad Hatta, Minister of Environment, Indonesia
(President COP-2, 1995-1996)

(For)

His Excellency Dr. Homero Máximo Bibiloni, Minister of Environment and Sustainable Development, Argentina

President COP-3, 1996-1998

(For)

His Excellency Mr. Zsolt Simon, Minister of Agriculture, Environment and Regional Development, Slovakia

President COP-4, 1998-2000

(For)

His Excellency Mr. John Michuki, Minister of Environment and Natural Resources Kenya

President COP-5, 2000-2002

(For)

Her Excellency Ms. Gerda Verburg, Minister of Agriculture, Nature and Food Quality, The Netherlands

President COP-6, 2002-2004

(For)

His Excellency Datuk Douglas Uggah Embas, Minister of Natural Resources and Environment, Malaysia

President COP-7, 2004-2006

Her Excellency Mrs. Izabella Teixeira, Minister of Environment, Brazil

President COP-8, 2006-2008

His Excellency Dr. Norbert Röttgen, Federal Minister for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety, Germany

(For)

President COP-9, 2008-2010

His Excellency Mr. Sakihito Ozawa, Minister of Environment, Japan

President COP-10, 2010-2012

His Excellency Mr. Jairam Ramesh, Minister of State (Independent Charge) for Environment and Forests, India

Potential President COP-11, 2012-2014

His Excellency Mr Moritz Leuenberger, Minister of Environment, Switzerland

Host of the Geneva meeting

「ジュネーブ・閣僚による生物多様性のための即時行動の呼びかけ」
(仮訳)

ボセー城、ジュネーブ
2010年9月3日

我々、生物多様性条約締約国会議の既開催国及び開催予定国の環境大臣は、スイス政府の支援を受けて、2010年9月3日にジュネーブの地に集い、以下の事柄を確認する：

- 生物の多様性は、人間社会の健康と人類の生存の基盤となる、地球の良好な状態を維持する上で重要な役割を果たす；
- 生物多様性を保全し持続可能な利用を行うとともに、遺伝子資源と関連する伝統的知識の利用によって得られる便益を分配することによってのみ、我々は自身が依存する生態系サービスの供給を確実に続けさせることができる。

以下、我々が強く懸念を抱く事柄について述べる：

- 2010年までに生物多様性の損失速度を顕著に減少させるというヨハネスブルグ生物多様性目標は達成されておらず、生物多様性はかつてない速度で失われ続け、そして気候変動により悪化してきている；
- 条約の実施は、以下によって制約を受けている。
特に途上国、とりわけ経済移行国、後発開発途上国及び小島嶼途上国における人材、技術及び資金資源の不足；より広範な政策、戦略及びプログラムへの生物多様性の統合の不足；アクセスと利益配分（ABS）に関する国際的枠組みの欠如；生物多様性の重要性に関する意識の欠如と、生態系サービスの価値と機会のコストに関する不十分な理解；
- 2010年5月に発行された地球規模生物多様性概況第3版では、人間の行動が環境に負担をかけているため、地球の生態系の次世代における維持能力は、もはや当然のものではなく、そして、生物多様性の損失を促進する圧力は、これまで考えられていたよりも一層悪いものであることが確認されている；
- 地球規模生物多様性概況によって論証されたように、現在の傾向が継続した場合、今世紀末までに、主要な生態系が財とサービスを提供し続ける能力は回復不能な損害を受け、いくつもの「転換点(tipping points)」に到達してしまうと思われる；
- 今後千年間の生物多様性の運命は、これからの10～20年間の作為あるいは不作為によって決定されるであろう。

我々は以下を宣言する：

生物多様性の保全、その要素の持続可能な利用、そして遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分という、条約の3つの目的が平等に考慮されるべきである。

- すべての国が、生物多様性に関する共通の長期目標（ビジョン）、短期目標（ミッション）並びに世界的、地域的及び国内の目標に、積極的に取り組むべきである；
- これらの目的は野心的かつ現実的なものである必要がある；また政策立案者及び国民によって理解可能なものである必要がある；
- 国内目標は各国の事情及び能力に鑑みて策定されるべきものである；
- これらの新しい生物多様性戦略を実施するには、途上国に対する適切で予測可能な財源や技術移転を提供するための資源動員戦略が必要である；
- 新しい生物多様性短期目標（ミッション）は、すべての関係者による全面的な参画が必要とされると共に、ビジネスと生物多様性のイニシアティブを歓迎し、そして2010年以降の生物多様性戦略実施に係るビジネス界の積極的な参画が求められる；
- 気候変動と生物多様性損失の問題は密接不可分であり；それぞれがお互いの影響を悪化させ合っているものの、しかし同時に、両方の問題に対処可能な政策の選択肢が存在している。そのような相乗便益を特定することは、世界的に、地域的に及び国レベルで必要なことである。特に、ボランティアなREDD/REDD+メカニズムの実施にあたっては、生物多様性の強化が行われるべきである。

我々は、第65回国連総会の生物多様性に関するハイレベル会合に参加するすべての政府に対し、名古屋でのABS議定書の完了、並びに、生物多様性の損失を抑止し、最終的には阻止することで、極めて重要な生態系サービスの維持を図る21世紀の新たな生物多様性目標の採択及び実施について、生物多様性条約第10回締約国会議の参加者たちに明確な指針を与えるよう呼び掛ける。我々は、2011年から2020年までの新たな生物多様性戦略が、生物多様性に関係するすべてのパートナーが行う活動に対して包括的な枠組みを提供することを強調する。

我々は、国連が2011年から2020年を国際生物多様性の10年と宣言することを検討すべきと提案した日本のイニシアティブを支持する。

また、我々は条約に加盟していないすべての国に対して、出来る限り早く加盟するように呼びかける。

我々は、非公式かつ閣僚レベルの、COP議長国による生物多様性フォーラムの設立を決定する。当フォーラムは、関連する生物多様性関係の諸閣僚級会合の際に、意見交換を行うとともに、2011年～2020年の条約戦略計画の実施に当たって及び国連総会が宣言した場合には「国連生物多様性の10年」の期間中にリー

ダーシップを発揮することを目的として、定期的に開催される。フォーラムの会合は、事務局長の支援の下、締約国会議の議長を務める国により開催される。

我々は、2010年9月22日にニューヨークで開催される第65回国連総会のハイレベル会合及び2010年10月27日から29日に愛知県名古屋市で開催される第10回締約国会議の閣僚級会合に対して、「ジュネーブ・閣僚による生物多様性のための即時行動の呼びかけ」を提出することを決定する。

ボセー城、ジュネーブ
2010年9月3日

[各国署名]

COP2～COP10 議長国

(インドネシア、アルゼンチン、スロヴァキア、ケニア、オランダ、マレーシア、ブラジル、ドイツ、日本)

COP11 議長国候補 (インド)

スイス

(注) ブラジル、ドイツ、インド、スイスを除き代理署名

アフリカ生物多様性会議の概要

1. 日 程

平成 22 年 9 月 16 日（木）～17 日（金）

* 上記日程の閣僚級会合に先立ち 13 日（月）～15 日（水）に専門家会合が開催され、14 日（火）～15 日（水）の 2 日間は川口専門官が出席し SATOYAMA イニシアティブを紹介した。

2. 場 所

ガボン共和国・リーブルビル国際会議場

3. 参加者

- ・アフリカ諸国約 50 カ国の環境大臣ほか
- ・国際機関（CBD 事務局、UNEP、AU、UNU- IAS（名執上級客員研究員）ほか）
- ・フランス環境長官（注：ガボンの旧宗主国代表）
- ・外務省荒木 COP10 担当大使、在ガボン加藤大使
- ・JICA 本部（岡崎上級審議役、森林環境部三次次長、アフリカ部敵審議役）
アフリカ内各地域事務所（JOCV 隊員を含む）（総勢 35 名）
環境省からは、南川地球環境審議官が出席（生物多様性地球戦略企画室/鳥居室長、川口専門官が随行）。

4. 概 要

(1) 2 日間の議論を経て、次の 4 文書を採択した。

アフリカ地域の生物多様性と貧困軽減に関するリーブルビル宣言

COP10 に向けたアフリカの共通ポジション

グリーンエコノミーに関するロードマップ（*英語版未発表）

IPBES に関するロードマップ（*英語版未発表）

なお、閣僚級会議において荒木大使がオープニングステートメントを行うとともに、南川地球審から COP10 開催に向けた決意（2 日目）と SATOYAMA イニシアティブ（1 日目）に関する 2 つのステートメントを行った。

また、16 日、JICA サイドイベントにおいて UNU- IAS 名執研究員が SATOYAMA イニシアティブのプレゼンテーションを行った。

(2) 採択文書の概要

アフリカ地域の生物多様性と貧困軽減に関するリーブルビル宣言

- IPBES を支持しそのアフリカ委員会を設立する
- 各国がグリーン・エコノミーへ向けた取組を行う
- 地域（アフリカ）の生物多様性センターの設立を進める
- ABS の国際枠組の確立を図る
- アリ・ボンゴ ガボン大統領が 65 回国連総会並びに CBD-COP10 において当該宣言を紹介する

COP10 に向けたアフリカの共通ポジション

- 発展途上国、特にアフリカ諸国に利益をもたらす ABS 議定書の確立
- アフリカでの貧困削減に寄与する新戦略計画の策定を支持する
- 資金メカニズムや技術的な支援を呼び掛ける
- 「国連生物多様性の 10 年」を支持する

5. バイ会談

(1) 以下の国々と荒木大使、南川地球審とのバイ会談を実施し、特に ABS に関して意見交換を行った。

ガボン（首相、環境大臣）、ギニアビサオ（環境大臣）、ブルキナファソ（環境大臣）、エジプト（環境大臣顧問）、マリ（環境大臣）、南アフリカ（環境副大臣）、コンゴ共和国（環境大臣）、フランス（環境長官）

(2) 各国とも総じて COP10 の成功に向けて好意的であったほか、ABS について、いくつかの国（エジプト、マリ）は個人的見解としながらも遡及適用に固執しない姿勢を示した。ただ、COP10 に向けたアフリカ諸国の共通ポジションペーパーには依然として遡及適用が盛り込まれた。

フランスは IPBES の設立に向けて積極的な姿勢を示すとともに、ポスト 2010 年目標の EU 案が野心的なことに関する当方の懸念に理解を示した。ABS については、ほぼ日本と同様のスタンスであったが、特に病原菌等の緊急事態への対応について懸念を示した。

生物多様性条約 / 遺伝資源へのアクセスと利益配分 (ABS) に関する
地域間交渉会合 (概要と評価)

平成22年9月30日
環境省自然環境局

9月18日(土)～21日(火)の日程で、カナダ・モントリオールにて、生物多様性条約遺伝資源へのアクセスと利益配分 (ABS) に関する地域間交渉会合が実施され、我が国から外務省をはじめ関係省庁の出張者が対応したところ、概要及び評価は以下のとおり。

1. 概要

- 今次会合は、10月に名古屋で開催される生物多様性条約第10回締約国会議 (COP10) を前に、ABSに関する議定書原案に関し、各国の意見が対立していた論点を重点的に議論するため、我が国、ドイツ、スイス及びノルウェーの財政支援により開催が実現したもの。
- 議論の結果、議定書が成立した場合の議定書の組織・運営に関する事項などで一定の前進が見られたものの、主要論点の多くについては依然として各国の意見が対立。時間的な制約もあり、十分な議論を尽くすことが出来ず、今次会合においては議定書原案の交渉を終結させることは出来なかった。
- これを踏まえ、COP10直前の10月13日 - 15日に地域間交渉会合 (ING) を、10月16日には作業部会を開催して、議定書原案に関して焦点を絞った再交渉を行うこととなった。

2. 主要論点の交渉の結果

(1) 派生物 (今次会合後のテキストの暫定版では、p5)

(第2条)

- 先進国側は、今次会合でも、派生物に係る利益配分が義務化されない規定を模索して議論を続けた。具体的には、「派生物」の規定については、第2条に、「遺伝資源の利用」の定義を代わりに置くことでおおよその合意が得られつつあった。
- 一部途上国が「派生物」の文言を残すことを主張したのに対して、カナダが「遺伝資源の利用」の定義そのものに不満を表明して一時議論が中断。
- 最終的には、「派生物」「バイオテクノロジー」の定義が追加され、共同議長判断で、括弧に入れられ、交渉されていないことが脚注に明記されるなど

した。

- 遺伝資源へのアクセスの時点、その利用から生じる利益の配分を行う時点、遺伝資源の利用国において遵守を確保するための措置を講じる時点でそれぞれ対応すべき対象を整理することについては一定の合意が得られたものの、具体的な条文案として最終的な合意に達することができなかった。

(2) 適用範囲 (遡及適用ほか) (p 5 ~ 6)

(第3条及び第3条 bis)

- 途上国側は、生物多様性条約が発効した93年以前に入手した遺伝資源にも遡及して適用するべきと強く主張し、今次会合では受け入れ困難な先進国側と依然として意見が対立し、議論の進展は見られなかった。
- 適用範囲を出来る限り広くしたい途上国と、議定書の適用範囲を生物多様性条約から拡大させることに反対する先進国との間で意見が収れんせずに、最終的に適用除外の対象全体が括弧に入れられたままとなった(第3条)。他の専門的な国際条約との関連について、時間の関係上、殆ど議論がされておらず、実質的な進展は見られなかった(第3条 bis)。

(3) 利益配分 (p 7)

(第4条)

- 共同議長が利益配分に関する原則を定めた妥協案を提案したが、利益配分の範囲、利益配分の受け手が原産国か提供国か、相互に合意する条件に基づく利益配分をするのかなどに関して、依然として意見が対立。第2条の関連から、暫定的合意であることが脚注に明記された。
- また、本条項の未解決の論点として、域外コレクション、利益配分のアプローチ、時間的及び地理的範囲、相互に合意する条件の欠如の4つが示された。

(4) アクセス (p 8 ~ 9)

(第5条、第6条)

- 提供国の制度に係る透明性、法的安定性の確保などの論点で、条文案に合意(第5条2項(a))。
- 外国人と国民を差別しないことを求める内外無差別待遇の規定については、提供国側からは主権的権利を侵害するもの、利用国側からは議定書のバランス上必要であると主張して対立。(第5条2項(a bis))。
- 非商業利用目的の研究に対して遺伝資源へのアクセスの簡素化を含む促進的措置を締結国が取ることについての条文案に大筋で合意(第5条2項(c bis)及び第6条(a))。

(5) 病原体の取扱 (p 1 0)

(第 6 条 (b))

- EU 等の先進国側は、緊急事態への考慮の必要性及び WHO, IPPC, OIE などの専門的国際機関での議論を予断しないという、従来の意見を主張にしたの対し、途上国側は強く反発してパラグラフ全体が括弧入りとなった。

(6) 利用国の措置 (p 1 3 ~ 1 4)

(第 12 条 ABS に係る国内法又は規制に関する遵守)

(第 13 条 遺伝資源の利用に関する監視、追跡、報告)

- 途上国側は、遺伝資源の利用国が、提供国の国内法や規制の遵守確保、利用国内での遺伝資源の利用状況の監視措置を講じることなどを強く求め、先進国側は、自国の国内法等の範囲での対応の柔軟性を主張して対立。
- 今次交渉では、これまでの交渉で合意した点を確認するにとどまり、12 条については、条文案の簡素化が図られたが、特に 13 条の利用状況の監視(チェックポイント)は、時間的な制約もあり、十分な議論が尽くされぬまま終了。

(7) 議定書の組織・運営 (p 1 8 ~ 2 2)

(第 20 条以降)

- ABS は、生物多様性条約において重要な部分を占めていることから、生物多様性条約の締約国会議と、ABS 議定書の締約国会議を併催とするべく、条文上どのように落とし込むか等技術的な内容を中心に議論し、条文案の調整はほぼ完了。

3 . 評価

- ABS については、COP 10 までに議論を終結させることが、COP 8 において決定されており、我が国は COP 10 議長国として追加の作業部会の開催など議論の進展を促すための貢献をしてきたが、COP10 での議定書原案の合意の可能性については未だ予断を許さない状況。
- これを踏まえ、COP 10 直前の 10 月 13 日 - 15 日に地域間交渉会合 (ING) を、10 月 16 日には作業部会を開催して、議定書原案に関して焦点を絞った再交渉を行うとともに、COP 10 における取り扱い等について議論する予定。
- 我が国は議長国として、これまでの議論の成果も活かしつつ、生物多様性条約 COP 10 の成功に向けて、引き続き最大限努力していく。

(お知らせ)

松本環境大臣による国際生物多様性年に貢献する 国連総会ハイレベル会合等への出張について (結果)

平成 22 年 9 月 27 日 (月)
環境省自然環境局自然環境計画課
生物多様性地球戦略企画室
代表：03-3351-3581
直通：03-5521-8150
室長：鳥居 敏男 (内線：6480)
室長補佐：中澤 圭一 (内線：6433)
室長補佐：鈴木 渉 (内線：6838)
担当：奥田 青州 (内線：6476)

松本環境大臣は、9月20日(月)から26日(日)にかけて、米国(ニューヨーク)に出張し、国際生物多様性年に貢献する国連総会ハイレベル会合等に出席しましたので、その結果をお知らせします。

1. 出張日程(概要)

- 9月20日(月) 成田発 ニューヨーク着
ジョグラフ生物多様性条約(CBD)事務局長との会談
- 21日(火) 日・CBD事務局によるプレスブリーフィング開催
日・CBD事務局による閣僚級ワーキング昼食会開催
野生動物保全協会(WCS)・CBD主催レセプション出席
EUポトチュニック環境担当委員との会談
- 22日(水) 国際生物多様性年に貢献する国連総会ハイレベル会合出席
デンマーク エレマン環境大臣、韓国イ・マニ環境部長官及び
アブドゥッラー国連代表部大使(イエメン/G77代表)との会談
- 23日(木) 日・コロンビア・独・CBD事務局によるABS閣僚級ワーキング
朝食会の開催
カスターニョ環境副大臣(コロンビア)、スコーヴリーグ環境大臣
(ベルギーフランドル地方/EU議長)、ラミッシュ環境大臣(インド)、
カールソン環境副大臣(スウェーデン)及びスペルマン環境・食糧・
農村地域大臣(英国)との会談
・同行記者との懇談会
- 24日(金) 第65回国連総会一般討論演説出席
EUヘテゴーク気候変動担当委員との会談
- 25日(土) ニューヨーク発
- 26日(日) 成田着
会議、主催行事 二国間会談等 ・その他

2. 会議等の概要

(1) 日・CBD 条約事務局によるプレスブリーフィング

- ・日 時：平成 22 年 9 月 21 日（火） 10:00～
- ・会 場：国連本部
- ・主催者：日本政府及び生物多様性条約事務局
- ・概 要：国連本部内において松本環境大臣が記者会見を行い、生物多様性条約第 10 回締約国会議(COP10)議長国としての成功に向けた決意を述べるとともに、COP10 名誉大使である MISIA さんの紹介やイオン財団の生物多様性みどり賞の発表を行った。

(2) 日・CBD 事務局による閣僚級ワーキング昼食会開催

- ・会 場：平成 22 年 9 月 21 日（火） 13:15～
- ・場 所：国連本部
- ・主催者：日本政府及び生物多様性条約事務局
- ・概 要：これまでの CBD 締約国会議開催国等、生物多様性条約の主要国約 30 カ国を招待し、COP10 の成功に向けた協力要請や意見交換を行った。

(3) 野生動物保全協会（WCS）・生物多様性条約主催レセプション

- ・日 時：平成 22 年 9 月 21 日（火） 18:15～
- ・会 場：セントラルパーク動物園
- ・主催者：野生動物保全協会（WCS）・生物多様性条約
- ・概 要：国際生物多様性年に貢献する国連総会ハイレベル会合前日に開催されたレセプションにおいて、松本環境大臣が COP10 議長国として成功に向けた決意を述べた。

(4) 国際生物多様性年に貢献する国連総会ハイレベル会合

- ・日 時：平成 22 年 9 月 22 日（水） 9:00～
- ・会 場：国連本部
- ・概 要：開会式（9:00～）では、日本から前原外務大臣により COP10 議長国としての演説が行われた。その後、パネル（10:00～）が「生物多様性条約の 3 目的達成に向けた道のり、及び国際的に合意された生物多様性条約の目的・目標」をテーマとして開催され、松本環境大臣は COP10 議長国として成功に向けた決意を演説した（別紙 1）。閉会式（19:00～）において議長サマリー（別紙 2）が採択され、COP10 に送付されることとなった。

(5) 日・コロンビア・独・CBD 事務局による ABS 閣僚級ワーキング朝食会

- ・日 時：平成 22 年 9 月 23 日（木） 8:30～
- ・会 場：国連本部
- ・主催者：日本政府、コロンビア政府、独政府及び生物多様性条約事務局
- ・概 要：遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）について、主催国からその合意に向けた考えを述べたうえ、ABS 作業部会共同議長により現状報告を受け、各国閣僚級との情報共有を図り、意見交換が行われた。



3. 二国間会談等

本会合の期間中に以下の国々の閣僚級や国際機関の代表者等と会談し、COP10 の成功や気候変動枠組み条約第 16 回締約国会議の成功に向けた協力要請や意見交換を行った。

【会談を行った国及び国際機関等】

生物多様性条約事務局、EU、デンマーク、韓国、G77、コロンビア、スウェーデン、ベルギー、インド、英国

Statement by H.E. Mr. Ryu Matsumoto, Japan's Minister of the Environment
At a panel session of the high-level meeting
as a contribution to the International Year of Biodiversity
22 September 2010, New York

All living things on the Earth exist in a natural environment endowed with biodiversity. We, as human beings, have always existed with nature. In such a remarkable year as the International Year of Biodiversity, IYB, Japan would like to fulfill our responsibilities as the president of CBD-COP10, in order to achieve "Living in harmony with nature,"

Allow me to mention some major issues at COP10.

Based on the assessment that the 2010 biodiversity target has not been achieved, the participants shall agree to ambitious but realistic targets for post 2010 period, and then we shall move into a phase of action in a timely manner.

As for ABS, we must devise a flexible and practical scheme, and then, we must use the allocated benefits to conserve biodiversity in provider countries of the genetic resources.

Moreover, we will propose the *Satoyama* Initiative at COP10, as a new international effort for the conservation and sustainable use of human-influenced natural environments formed through human activities.

On September 3rd, the ministers of countries who have held or will hold the presidency of the CBD COPs have met in Geneva. There, they could share the recognition that all countries should make efforts toward agreement on the major issues at COP10. Japan, as the president of COP10, has been encouraged by these positive developments.

At the end of this year, the closing event of the IYB will also be held in Japan.

We shall carry the success of COP10 to the Rio plus 20 meeting to be held in 2012, to the target year of 2015 for the Millennium Development Goals, and then to the year of 2020.

I look forward to meeting you all again in Aichi-Nagoya.

Thank you very much.

国際生物多様性年に貢献する国連総会ハイレベル会合

(2010年9月22日(水))

松本環境大臣ステートメント(仮訳)

地球上の全ての生命は、生物多様性の恩恵である自然環境の中に存在しています。

私たち人類は、自然とともにあります。

国際生物多様性年である今年、「自然との共生」の実現を目指し、生物多様性条約 COP10 議長国として我々に課せられた責任を精いっぱい果たしてまいります。

COP10 に課せられた重要な課題についてお話ししたいと思います。

生物多様性の 2010 年までの目標の達成が失敗したと評価されました。COP10 では、意欲的であり現実的なポスト 2010 年目標を参加者が合意し、直ちに行動に移していこうではありませんか。

ABS については、柔軟で使い易い制度を構築し、また、配分された利益を遺伝資源提供国の生物多様性保全に活用していくことが重要です。

さらに、我が国からは、人の働きかけにより形成された二次的自然環境の保全と持続可能な利用を進める「SATOYAMA イニシアティブ」を、新たな国際的な取組として COP10 で提案していきます。

9月3日には、生物多様性条約締約国会議のこれまでの議長国と今後議長国となる国々の閣僚が集まりました。そこで、COP10 の主要議題の合意に向けて各国が積極的に取り組むべきとの認識で一致しました。

COP10 議長国である我が国は、こうした声援に大変勇気づけられる思いです。

本年末には国際年のクロージング会議も我が国で行われます。COP10 の成功を 2012 年のリオ + 20、2015 年のミレニアム開発目標の目標年へと示し続け、2020 年に繋いでいこうではありませんか。

皆様と名古屋でお会いできることを楽しみにしています。

ありがとうございました。

国連総会生物多様性特別会合
クロージングセッション議長総括概要
(環境省仮訳* 抜粋)

- 本会議のサマリーは、COP10 に提出される。
- 生物多様性と健全な生態系が、国連ミレニアム開発目標 (MDG) 特に貧困解消の達成の面で重要であることを強調する。
- 生物多様性条約の3目標が十分理解されることが、生物多様性の保全のために不可欠であることを認識し、COP10 において確実に成果が得られることの重要性を強調する。
- ABS については、依然、いくつかの重要な問題が残されているという懸念を共有しながらも、名古屋で議定書が採択されるよう、強力な政治的働きかけと交渉において柔軟な姿勢をとることを呼びかける。
- 本年10月に日本の愛知県で開催される COP10 は、野心的で、2020年までの目標期間を有する「ポスト2010年戦略計画」をつくりあげるための歴史的な機会である。生物多様性の10年などが、その新しい戦略計画の実施に寄与するだろう。
- IPBES 創設の重要性を強調するとともに、本年6月に UNEP のコーディネートにより韓国プサンにおいて開催された、IPBES 設立に関する政府間のマルチステークホルダー会合の成果を歓迎する。
- 生物多様性と生態系サービスの真の経済的価値を、あらゆるレベルの政策および計画立案プロセスばかりではなく、経済学的理論、財政的計画、そしてすべてのセクターにおける投資に組み入れていく重要性を強調する。
- 健全な生物多様性は気候変動問題の解決につながる。リオ3条約 (気候変動枠組み条約、生物多様性条約、砂漠化対処条約) をともに実施することにより大きな効果があるという認識を共有する。
- 条約の実施を強力に進めるには、財政的資源、技術移転、能力開発、技術協力などが必要である。また、市民、企業、地域コミュニティ、女性、子どもなどの参画が必要であり、さらには、人間生存のため、消費や生産のパターンを見直す必要性を強調する。
- なお、ベネズエラより、IPBES に関する部分は、当日の議論における同国の主張を十分反映したものとはいえず、さらには COP10 の決議事項にも干渉する結果にもなりかねないと指摘があったため、その旨を本サマリーに付記することとする。

* 詳細は、2010年9月22日付国連発表資料「GA/10992 ENV/DEV/1158」を参照。

<http://www.un.org/News/Press/docs/2010/ga10992.doc.htm>

国際生物多様性年国内委員会の展開について

平成 22 年は、国連の要請を踏まえ、生物多様性に関する認識を高めるための活動を進めており、地球生きものプロジェクトの実施を中心に取り組んでいる。

23 年以降も委員会を存続し、「生物多様性の 10 年」の取組を行っていくことを見据えて、我が国の生物多様性の主流化を進める組織としての展開を図る。

【求められる役割】

- ・国際年や COP10 の様々な活動を契機に各界各主体の活動は活発化しており、国内委員会には、これらの活動をつないで全体としての大きな流れを導くプラットフォームとしての役割が期待される。
- ・このため、委員会としての行動理念を示し、各主体の取組を紹介し、それぞれの取組をつなぎ増大させるよう委員会として支援し、大きな流れへと導くことが必要。

【展開につなげるための取組の内容】

行動理念の策定（22 年 8 月）

- ・生物多様性に係る背景（恩恵、現状、日本の文化、持続可能な経済活動等）、国内委員会としての行動を内容とする。

地球生きもの委員会主催事業の実施（22 年～）

- ・生物多様性の主流化に向けた気運を高めるため、委員会主催の事業を行う。

各主体の取組の登録・紹介（23 年～）

- ・地球生きもの委員会の HP に各主体の取組事例を登録し、国民に見える形で紹介する。HP 上には各主体が双方向で情報交換できる場を設定し、主体間の連携を促進する。

【実施体制】

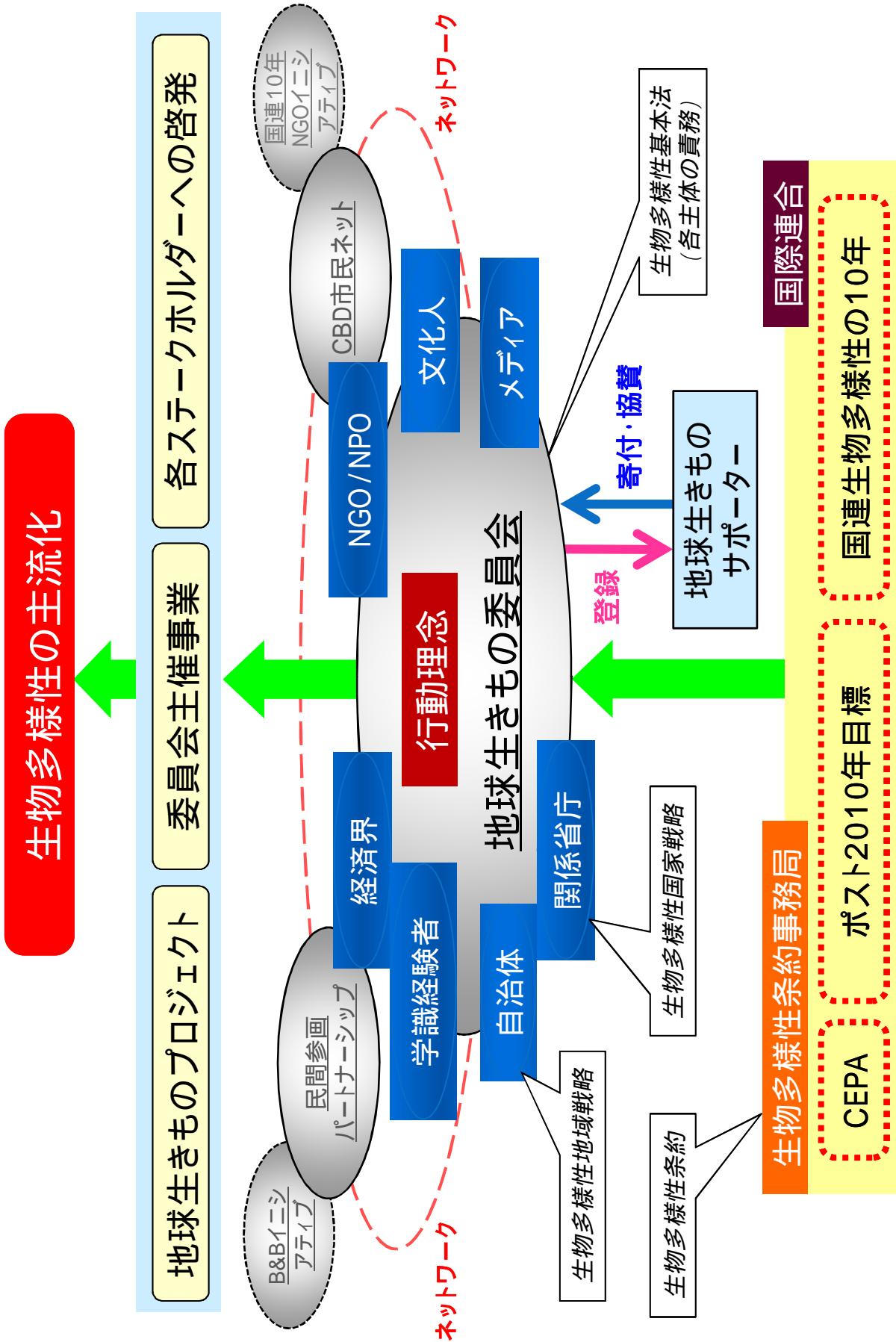
22 年

- ・委員会及び幹事会の運営、プロジェクトの調整・サポーターの登録、HP のコンテンツ作成等を環境省の請負事業で実施（委員会主催事業の企画・調整を含む）。
- ・寄付金の受領、委員会主催事業の実施、COP10 やクロージングイベントでの国内委員会の取組紹介、HP サーバーの管理等を寄付金事務局が実施。

23 年

- ・国連における「生物多様性の 10 年」の採択を見据え、国内委員会を母体に構成員を見直し、「生物多様性の 10 年」に係る取組の推進に対応する委員会への発展を図る。

国内委員会(地球生きもの委員会)による生物多様性の主流化 生物多様性に配慮したライフスタイルへの転換を図る



(お知らせ)
「グリーンウェイブ 2010」の実施結果について

< 農林水産省、国土交通省同時発表 >

平成22年 7月13日(火)
環境省自然環境局自然環境計画課
生物多様性地球戦略企画室
直 通：03-5521-8150
代 表：03-3581-3351
室 長：鳥居 敏男(内線 6480)
COP10 準備室次長：佐藤 邦子(内線 6494)
室長補佐：鈴木 渉 (内線 6838)
担 当：吉原 純一(内線 6979)

環境省、農林水産省及び国土交通省は、本年3月1日(月)より5月31日(月)までの期間、「国際生物多様性の日(5月22日)」を中心として、青少年などが全国各地で植樹等を行う「グリーンウェイブ 2010」の実施を呼びかけました。

その結果、43都道府県の1,588団体、約111,000人の参加者の手により、約254,000本の苗木が植樹されました。

1. 「グリーンウェイブ 2010」の実施結果について

環境省、農林水産省及び国土交通省では、生物多様性に関する認識を促し、生物多様性の保全と持続可能な利用を促進するとともに、生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)の日本開催に対する機運を高めることなどをねらいとして、本年3月1日(月)より5月31日(月)までの期間、「国際生物多様性の日(5月22日)」を中心として、青少年などが全国各地で植樹や植樹した樹木への水やりを行う「グリーンウェイブ2010」の実施を呼びかけました。

(1) 植樹等行事を主催した、または植樹等行事に参加した団体

([]内は、グリーンウェイブ 2009の実績、以下同じ)

1,588 団体[80 団体]

別添 1 「グリーンウェイブ 2010」参加団体一覧 及び

別添 2 「グリーンウェイブ 2010」協力団体一覧 (1) 植樹等行事の主催

(2) その他の協力団体(苗木の提供、啓発事業の実施等)

45 団体[7 団体]

別添 2 「グリーンウェイブ 2010」協力団体一覧 (2) その他の協力団体

上記(1)との重複を除く。

(3) 植樹等活動に参加した人数

約 111,000 人[約 3,000 人]

(4) 植樹した本数

約 254,000 本[約 3,500 本]

< 添付資料 >

- 別添 1 : 「グリーンウェイブ2010」参加団体一覧 } (略)
別添 2 : 「グリーンウェイブ2010」協力団体一覧 }

【参考】

1. 国際生物多様性の日について

毎年 5 月 22 日は、国連が定めた「国際生物多様性の日 (International Day for Biological Diversity: IDB)」であり、毎年、共通のテーマに沿って世界各地で生物多様性問題に関する普及と啓発を目的とした記念イベントが開催される。

本年のテーマは「発展と貧困解消のための生物多様性 (Biodiversity, Development and Poverty Alleviation)」。

また、生物多様性条約事務局では、2008 年より国際生物多様性の日の現地時間午前 10 時に、世界各地で青少年の手により植樹等を行う「グリーンウェイブ」への参加を呼びかけている。

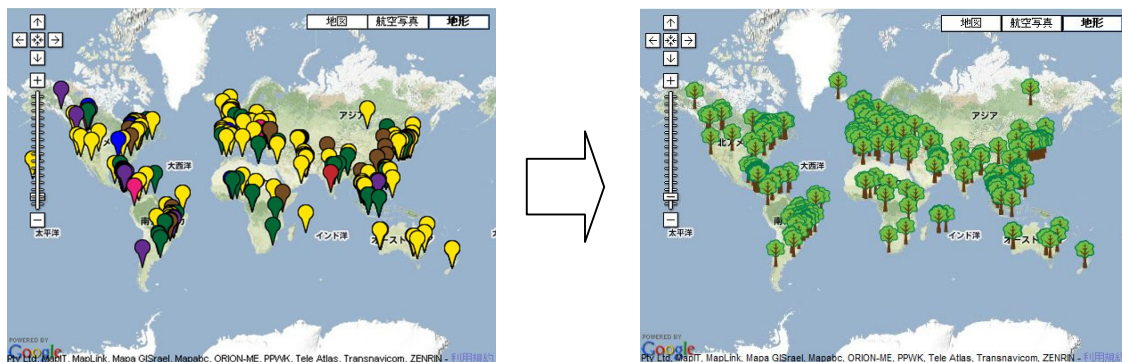
2. 「グリーンウェイブ」

生物多様性条約事務局が、「国際生物多様性の日」の午前 10 時に、世界各地の青少年の手で、それぞれの学校の敷地などで植樹を行おう、と呼びかけているもの。世界各地において、現地時間の 5 月 22 日の午前 10 時に植樹することにより、この行動が地球上を東から西へ波のように広がっていく様子を「緑の波 (グリーンウェイブ)」と表現している。

生徒たちが、植える樹種や場所・方法などを自ら考えていく過程で、生物多様性やその保全の必要性などについて学んでもらおうというのがこの活動の趣旨である。

なお、この日に世界各地で行われた行事は、その日のうちにグリーンウェイブの WEB サイトで見ることができ、世界各地の参加者と経験を共有することができるようになっていく (下記イメージ参照)。同事務局によれば、この WEB サイトには、世界 64 カ国、約 1,100 団体の登録 (うち、日本からの登録は 83 団体) があつた模様。

生物多様性条約ホームページ グリーンウェイブ公式 WEB サイト
<http://greenwave.cbd.int/en/about-greenwave>



「グリーンウェイブ」活動を登録すると、活動場所がグーグルマップ上にポイントとして示される。これらが、現地時間の 5 月 22 日 20 時 10 分に木の形に変わり、当該地に新たに樹木が植えられたことを示す。

C O P 1 0 ・ 100日前イベントの結果概要について

1. 趣旨及び概要

生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)及びカルタヘナ議定書第5回締約国会議(MOP5)の100日前イベントとして、国連大学において、「COP10/MOP5カウントダウン100フォーラム」を生物多様性条約市民ネットワーク主催、環境省共催により開催し、COP10等の主要議題に関する一般市民への普及啓発を図るとともに幅広い意見交換を行った。

あわせて、日本に留学している世界各国の大学生を招き議論を行う「コカ・コーラ学生環境サミット ネクスト・ジェネレーション国際集会」を財団法人コカ・コーラ教育・環境財団主催、環境省共催により開催した。

2. 開催内容

(1) 日時：平成22年7月10日(土) 10:00～17:00

(2) 開催場所：国連大学本部

(3) 参加者：約400名

(4) プログラム

ウ・タント国際会議場

「生物多様性条約と人間のしあわせ～どこまでいのちを愛せるか？」

【午前の部】10:00～12:30

開会挨拶 武者小路公秀 CBD市民ネットワーク顧問

環境省大臣官房審議官 渡邊綱男

講演1：武内和彦国連大学副学長「豊かさの多様性～保全と開発の新たな地平へ」

講演2：古田尚也国際自然保護連合(IUCN)「生物多様性条約の誕生背景とCOP10」

講演3：日比保史コンサベーション・インターナショナル・ジャパン(CI)

「ホットスポットにおける貧困緩和に向けて～日本の関わりと責任」

講演4：矢原徹一 九州大学大学院理学研究院教授

「空飛ぶ教授の5つのアクション～私たちにできること」

【午後の部】13:30～17:30

講演5 草郷孝好 関西大学社会学部教授「多様なつながりとしあわせ循環社会」

ショートプレゼン グッド・プラクティス

ファシリテーター 駒宮博男 CBD市民ネットワーク名古屋事務局

・手塚幸夫夷隅郡市自然を守る会 / ちば生物多様性県民会議元代表

「伝統的な谷津の景観と農地・林地の再生から見えるもの」

・片桐邦雄天竜川の漁師・猟師 / 森の名人 / 料理人

「尊いいのちをいただく～天竜川に生きる一家」

わかる！COP10/MOP5 市民の声のとどけ方

ファシリテーター 道家哲平 C B D市民ネット東京事務局

- ・ 柏木実 C B D市民ネットワーク国連生物多様性の10年作業部会長
- ・ 呉地正行 C B D市民ネットワーク水田の生物多様性作業部会長
- ・ 浜田恒太郎 C B D市民ネットワークA B S作業部会
- ・ 天笠啓祐 C B D市民ネットワークM O P 5作業部会長
- ・ 清野聡子 C B D市民ネットワーク沿岸・海洋生物多様性にかかわる作業部会長

講演6：白山義久 京都大学教授フィールド科学教育研究センター センター長

「いのちのゆりかごー海の不思議を伝える」

基調講演：ジェフリー・マクニーリー 国際自然保護連合（IUCN）上席科学顧問

「第五生態文化革命～人と自然の新たな関係を求めて」

閉会挨拶 高山進 C B D市民ネットワーク共同代表

エリザベス・ローズ会議場

「ビジネス&生物多様性（B & B）フォーラム」

【午前の部】10:00～13:00 ビジネス目線で考える、里山そしてまちづくり

司会：藤田香 日経BP 環境経営フォーラム生物多様性プロデューサー

セッション1

- ・ 自治体事例 中村俊彦千葉県立中央博物館副館長
- ・ 企業事例 高橋一郎大成建設環境本部環境計画部環境計画・アセスメント室長
- ・ 提案1 田中章東京都市大学情報環境学部准教授
- ・ 提案2 大藪政孝さとまる有限責任事業組合(LLP)
- ・ 提案3 後藤文昭住友信託銀行企画部社会活動統括室主任調査役

セッション2 パネルディスカッション

コメンテーター 林希一郎 名古屋大学エコトピア科学研究所教授

西宮洋 財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター上席研究員

【午後の部】14:00～17:00 「生物多様性」を守る粋なライフスタイル

司会：服部徹 C B D市民ネットワークT E E B作業部会長

セッション1

- ・ 企業事例
- ・ 提案1 上田啓介 雑誌「ソトコト」取締役経営企画室長
- ・ 提案2 エクベリ聡子 One Planet Cafe代表
- ・ 提案3 新納麻理佳 雑誌「25ans」編集者

セッション2 パネルディスカッション

コメンテーター 石田秀輝 東北大学大学院環境科学研究科教授

矢原徹一 九州大学大学院理学研究院教授

2010年8月に愛知県において「生物多様性国際ユース会議in愛知2010」が開催され、海外からの70名の青年(高校生から大学院生)と日本の30名の青年の参加者が、「世界における生物多様性の保全と持続可能な利用」をテーマに討議を行いました。最終日には、発表会「生物多様性国際ユースフォーラム」を開催し、県民に向けた成果発表を行い、宣言文(ステートメント)を発表しました。

実施概要

名称:生物多様性国際ユース会議 in 愛知 2010
(International Youth Conference on Biodiversity in Aichi 2010)

会期:2010年8月21日(土)～8月27日(金)

開催場所

ア ホームステイ(愛知県内一般家庭受け入れ)
イ 会議(あいち健康プラザ:愛知県知多郡東浦町)
ウ エクスカーション(三重県三重郡菟野町)
エ 交流会(愛知淑徳大学等)
オ 発表会(名古屋大学豊田講堂:名古屋市)

主催:環境省

共催:外務省、愛知県

協賛:財団法人イオン環境財団

協力:名古屋市、三重県三重郡菟野町、愛知淑徳大学

後援:生物多様性条約事務局、国連環境計画(UNEP)、
国立大学法人名古屋大学

会議内容

目的

次の世代を担う青年が、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する理解を深める機会を提供する
国際的な議論や活動に参画する機会の提供を通じ、次の世代を担う青年の人材育成を図る
青年の国際的なネットワーク構築と相互理解を促す

内容:生物多様性条約ポスト2010年目標を念頭において、青年による様々な活動を通じて、依然として続く地球規模での生物多様性の損失を止めるために何ができるかを、事例紹介、エクスカーション、ワークショップ、ディスカッション、発表等を通じて議論した。
その議論の結果を宣言文(ステートメント)等としてとりまとめ、発表会において発表しました。

ホームステイ

開会式・ベストプラクティス紹介

エクスカーション

交流会

アクションプラン・ステートメント作成

発表会(フォーラム・閉会式)

参加者: 日本を含む世界66ヶ国の15歳から24歳の青年100名(海外70名、国内30名)

- ・ アフリカ地域: 14カ国
- ・ アジア地域(日本及び中東地域等を含む): 21カ国
- ・ 東欧地域: 11カ国
- ・ 中南米地域: 7カ国
- ・ 西欧及びその他地域(北米、大洋州地域を含む): 13カ国

アドバイザー(敬称略)

- ・ 香坂 玲(こうさか りょう): 名古屋市立大学大学院経済学研究科准教授
- ・ 朴 恵淑(ぱく けいしゅく): 三重大学人文学部文化学科教授
- ・ 道家 哲平(どうけ てっぺい): IUCN日本委員会事務局
- ・ 榎田 勝利(えのきだ かつとし): 愛知淑徳大学文化創造学部長

成果物

- ・ ステートメント
- ・ アクションプラン

スケジュール

8月21日(土)	ホームステイ
8月22日(日)	ホームステイ
	キックオフミーティング(@あいち健康プラザ)
	フリーディスカッション(@あいち健康プラザ)
8月23日(月)	開会式(@あいち健康プラザ)
	ベストプラクティス紹介(8チームにて@あいち健康プラザ)
	テーマ別分科会(@あいち健康プラザ)
	ステートメント作成 (@あいち健康プラザ)
	生物多様性マップ作成 (@あいち健康プラザ)
8月24日(火)	エクスカージョン(@三重県三重郡菟野町)
	交流会(@愛知淑徳大学等)
8月25日(水)	生物多様性マップ作成 (@あいち健康プラザ)
	ステートメント作成 (@あいち健康プラザ)
	アクションプラン作成 (@あいち健康プラザ)
	カルチャーエクスチェンジ(@あいち健康プラザ)
8月26日(金)	ステートメント作成 (@あいち健康プラザ)
	アクションプラン作成 (@あいち健康プラザ)
	発表会準備
8月27日(土)	成果発表(@名古屋大学 豊田講堂)
	閉会式

生物多様性に関する国際ユース声明

生物多様性国際ユース会議 in 愛知 2010

日本 愛知

2010年8月23日(月)～26日(木)

1章 総論

2050年におけるビジョン

私たち、会議の参加者は、

- ・ 2050年までに生物多様性を回復するために、2020年までに生物多様性の損失の人的要因を止めるための手法がとられることを期待する。
- ・ 2050年までにあらゆる種と持続可能に共存する社会を構築するために、2020年までに生物多様性が理解され、尊重されることを期待する。
- ・ 全ての政府が、2020年までに生物多様性を保全し自然資源の利用を規制し生物多様性から得られる利益の公正かつ衡平な配分を確保することを期待する。

現状認識

私たち、会議の参加者は、

- ・ 2010年目標^{*}が達成されていないこと、そしてそれゆえ、生物多様性の損失が危機的な割合で継続していることを認識している。
* 貧困の低減及び地球上の全ての生命の利益への寄与として、世界、地域、国レベルにおける、生物多様性の損失の現在の割合の顕著な減退
- ・ 持続不可能な経済発展により、生物多様性の損失および生態系サービスの劣化が加速度的に引き起こされていることを認識している。
- ・ 現在の生物多様性の保全に関する国際協力が不十分であり、既存の政策は必要とされる結果の達成のためには統合が不十分であることを認識している。

2章 各論

2.1 生物多様性への圧力の低減および危機に瀕している生物多様性の保全

2.1.1 直接要因

2050年におけるビジョン

私たち、会議の参加者は、

- ・ 2050年までに気候変動による生物多様性への影響を最小限に抑えるため、生物多様性に関

する事項が京都議定書後の協定の一部として気候変動の緩和と適応の戦略に組み込まれることを求める。

- ・ 私たち、会議の参加者は、2050年までに生物多様性を尊重し理解する社会を実現するため、2020年までに生物多様性の状態をモニタリングし、報告し、評価するための目標を定めた法的拘束力のある枠組みに基づく政策を実施することを政府に呼びかける。

現状認識

私たち、会議の参加者は、

- ・ 気候変動が生物多様性に対する圧力を増大させていることを認識している。
- ・ REDD+^{*}のような生物多様性に良い影響をおよぼし得る市場メカニズムが、より一層研究され、適切な場面においてより一層促進されるべきであると認識している。
*REED+は (Reducing Emissions from Deforestation and Forest Degradation plus Conservation) の略称であり、「森林伐採と森林の劣化からの二酸化炭素の排出削減および保全」の略称であり、保全、森林の持続的な管理、および森林の炭素固定の促進をする役割を含んでいる。
- ・ 海洋と沿岸域の生物多様性が汚染、乱獲、および気候変動、特に海洋酸性化により脅かされ、また農業に関する生物多様性が不適切な農法により脅かされていることを認識している。

ユースの行動計画

私たち、会議の参加者は、

- ・ 人間活動が汚染、自然資源の過剰開発、侵略的外来種の拡散、および気候変動などの環境劣化を引き起こさないようにすることを目指す。

2.1.2 間接要因

2050年におけるビジョン

私たち、会議の参加者は、

- ・ 今後の経済活動を計画する際に、生物多様性の価値の実証および定量化が、より優先され重視されることを期待する。
- ・ 私たち、会議の参加者は、政府および地方政府が、2020年までに、効果的な枠組みを開発し、生物多様性条約および関連する議定書の実行と強化のための十分な資金を提供することを期待する。

現状認識

私たち、会議の参加者は、

- ・ 経済的圧力により、生物多様性保全のための効果的な法令の実施がしばしば妨げられ、持続不可能な資源の利用が引き起こされていることを認識している。

- ・ NGO、地方政府、および市民社会が生態系の保全のために取り組んできたが、依然として資金不足が存在することを、認識している。

ユースの行動計画

私たち、会議の参加者は、

- ・ 政府に国法の実行と環境劣化への対処に取り組むことを求め、市民社会と民間部門にその行動による生物多様性への負の影響を確実に回避することを求める。

2.2 章 生物多様性から生じる利益の持続可能な利用および生物多様性の持続可能な利用に関する伝統の保護と振興

2050 年におけるビジョン

私たち、会議の参加者は、

- ・ 2015 年までに締約国による批准後、ABS 議定書を含む拘束力のありかつ実施可能な法令が速やかに実行され、生物多様性の持続的な利用とその利用から生じる利益の衡平な配分が確実に実施されることを期待する。
- ・ 生物多様性の持続可能な利用に関する各地域の知識を活用しつつ生物多様性が管理され、生物多様性条約第 8 条(j)項^{*}と生物多様性条約第 16 条^{**}に従った形で、技術が発展途上国に移転されることを、期待する。

^{*} 自国の国内法令に従い、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連する伝統的な生活様式を有する原住民の社会及び地域社会の知識、工夫及び慣行を尊重し、保存し及び維持すること、そのような知識、工夫及び慣行を有する者の承認及び参加を得てそれらの一層広い適用を促進すること並びにそれらの利用がもたらす利益の衡平な配分を奨励すること。

^{**} 技術の取得の機会及び移転

- ・ 先進国と発展途上国の食料安全保障、エネルギー利用、水の供給の問題に関わるニーズを満たすために、持続可能な自然資源の管理戦略の実施において、共有だが差異ある責任について十分に認識することを期待する。

現状認識

私たち、会議の参加者は、

- ・ しばしば経済開発が環境保全よりも優先されることで、生物多様性の損失が引き起こされていることを認識している。
- ・ 生物多様性の持続可能な利用に関する法令と規制が、十分に実行されてこなかったことを認識している。
- ・ 生物多様性の保全についての伝統的な知識が、十分に評価されておらず、普及もなされていないことを認識している。

ユースの行動計画

私たち、会議の参加者は、

- ・ 資源の持続可能な利用やクリーンで再生可能なエネルギーの利用を含む環境に配慮した生活様式を奨励する。
- ・ 企業、市民社会および政府が、生物多様性の持続可能な利用の推進を活性化させるような地域および国レベルの活動への参加を奨励する。
- ・ 国際的なキャンペーンおよびイニシアティブと協調し、生物多様性の持続可能な利用のための調整された行動をするための国際的なネットワークの発展を目指す。

2.3 章 生物多様性に関する意識向上および保全と持続可能な利用への市民社会の参画の促進

2.3.1 知識の欠如

2050年におけるビジョン

私たち、会議の参加者は、

- ・ 2020年までに、生物多様性の価値とその保全の重要性について、全ての人々が十分な理解をすることおよび、2050年までに全ての人々が生物多様性の保全に参画することを期待する。
- ・ 全ての人々が生物多様性に関する教育を受けることができるよう、2020年までにあらゆる政府および地方政府が、全ての教育レベルで環境教育プログラムを取り入れることを期待する。
- ・ 2020年までに多くのメディアによって、生物多様性の保全の重要性が普及されていることを期待する。

現状認識

私たち、会議の参加者は、

- ・ 生物多様性の重要性に関する意識向上への取り組みはなされてきたものの、問題の緊急性に関する意識は未だ不足していることを認識している。

ユースの行動計画

私たち、会議の参加者は、

- ・ 生物多様性に関する情報へのアクセスの改善を目指す。
- ・ 生物多様性に関する意識向上のために、より効果的に環境に関する啓発活動を推進することを目指す。

2.3.2 参画の欠如

2050年におけるビジョン

私たち、会議の参加者は、

- ・ 政府に対し、2050年における市民社会の完全な参画の実現のため、2020年までに環境分野における司法への完全なアクセスがすべての市民およびNGOに対して提供され、下された司法判断が確実に履行されていることを求める
- ・ 生物多様性のさらなる理解のため、生物多様性に関する科学研究の分野におけるさらなる支援およびの連携を求める。

現状認識

私たち、会議の参加者は、

- ・ 意思決定者に経済発展が生物多様性におよぼす影響に関する知識の拡大に対する意思や能力がしばしば欠けていることを認識し、そして、彼らに対しこの分野における真に持続可能な政策の立案を求める。
- ・ 知識や資金、協働、法制度の強化が不足していることにより、生物多様性の保全への参画が効果的に行われていないことを警告する。

ユースの行動計画

私たち、会議の参加者は、

- ・ 生物多様性の根本的な価値の認知を深め広めるための、さらなる行動を起こすことを誓約する。
- ・ 生物多様性に関する全てのステークホルダー間の、信頼に基づく協力関係を、各々の持つ知識を尊重しながら構築することを目指す。
- ・ 生態系と生物多様性の経済学(TEEB)において紹介されている企業や政府の優良事例に発想を得た実践に関する情報を集約し、推奨するよう努める。

2.4章 上記以外

2050年におけるビジョン

私たち、会議の参加者は、

- ・ 2020年までに生物多様性の保全のための国際的なプラットフォームが確立され、ユースのアクションの強化のために効果的に機能することを期待する。
- ・ 政府、その他組織、および地域社会が協調しながら、生態系サービスを持続可能に管理することを期待する。
- ・ 政府および地方政府が遺伝子組換え生物の賢明な利用および在来品種の保護を確実にするため、ただちに規制を定めることを期待する。
- ・ 政府、NGO、地域社会間において、保護区の協調的な管理が行われることを期待する。

現状認識

私たち、会議の参加者は、

- ・ 遺伝資源へのアクセスに対する適切な規制が存在せず、これらの資源から得られる利益が公平に配分されておらず、またバイオパイラシー（遺伝資源の収奪行為）が十分に防止されていないことを認識している。
- ・ 遺伝子組換え生物の安全性が保障されていないこと、それらの生物多様性への重大な影響、特に将来世代への脅威をもたらし得る懸念について、さらなる研究が必要であることを認識している。

ユースの行動計画

私たち、会議の参加者は、

- ・ 各ユース組織の経験を共有し、ユース組織間の国際協力を推進するため、生物多様性に関する国際的なプラットフォームを作るようユースに働きかける。
- ・ 環境に配慮した行動の促進を支援するための、公共および民間部門からの財政援助を求める。
- ・ 遺伝子組換え生物の利用により起こり得る影響に関する人々の認識を高めることを目指し、在来種の使用を奨励する。

(お知らせ)

COP10 オフィシャルソングの決定について

平成22年9月21日(火)
 環境省自然環境局自然環境計画課
 生物多様性地球戦略企画室
 直通：03-5521-8150
 代表：03-3581-3351
 室長：鳥居 敏男(内線 6480)
 COP10準備室次長：佐藤 邦子(内線 6494)
 室長補佐：鈴木 渉 (内線 6838)
 担当：前川 高寛(内線 6979)

生物多様性条約第 10 回締約国会議 (COP10) 名誉大使 MISIA さんの生物多様性をテーマとした曲「LIFE IN HARMONY」が、生物多様性条約 (CBD) 事務局から COP10 オフィシャルソングとして認定されました。

この曲は、自然との共生をイメージした COP10 スローガンである「Life in harmony, into the future」からインスピレーションを受けてつくられたものです。様々な生きものや人との繋がりがあって初めて自分が生きているということを知り、そのような命の繋がりを大切にしたいというメッセージが込められています。

MISIA さんは、本年3月に国連の COP10 名誉大使に任命されて以来、COP10 の普及広報のため活動しています。COP10 のオフィシャルソングの認定により、そのような活動に弾みがつくことが期待されます。

このような MISIA さんの COP10 名誉大使としての活動を、環境省では「生物多様性×MISIA プロジェクト」として支援しております。

COP10 オフィシャルソング「LIFE IN HARMONY」について

1 プロデュース・作詞・作曲

プロデュース：デイヴィッド・フォスター

作 詞：MISIA

作 曲：yellowRubato

2 歌詞

別紙のとおり

3 経緯

本年8月末、生物多様性条約 (CBD) ジョグラフィック事務局長が来日した際、MISIA さんとの対談が行われた。この席上、MISIA さんより「LIFE IN HARMONY」について紹介したところ、事務局長からぜひ同曲をオフィシャルソングとして認定したい旨の申し出があり、実現したものの。

【参考】

今後の COP10 名誉大使の活動予定

9月21日 国際生物多様性に貢献する国連総会ハイレベル会合関係イベント等への出席及びプレスブリーフィング（国連本部:ニューヨーク）

10月18日 COP10 開会式出席（愛知県名古屋市）

12月18,19日 国際生物多様性年クロージング式典出席（石川県金沢市）

今後の「生物多様性×MISIA プロジェクト（環境省）」の予定

平成22年9月25日～平成23年1月10日

「生物多様性年 特別企画 SATOYAMA BASKET

すばらしき地球の仲間たち in 東京タワー」

【主催】

すばらしき地球の仲間たち実行委員会（構成：一般財団法人 mundef / 日本電波塔株式会社（東京タワー） / 株式会社シミズオクト / ぴあ株式会社）

【協力内容】

- ・かざぐるま「MY 行動宣言」の募集
- ・生物多様性関係パネル展示等

【関連する主な開催内容】

- ・生物多様性について、より多くの人たちに興味を持ってもらい、かつ分かりやすく知ってもらうため、粘土造形作家の宮川アジュ氏と協力し、絶滅動物や絶滅危惧種動物の実物大オブジェのミュージアムを展開。
- ・COP10名誉大使であるMISIAさんの活動を紹介する「SATOYAMA BASKET」と連動し、日本を始め世界各国、地域、企業や団体の環境保全活動における取り組みを紹介。
- ・生物多様性保全活動を支援するため、募金箱設置による募金活動、本事業の収益の一部がMISIAさんが理事を務める一般財団法人mundefを通じて国連生物多様性条約事務局へ寄付される。

【参考】

入場料：当日600円 団体（20名以上）500円 / 前売り500円（3歳児以下の入場料無料）

公式HP <http://chikyunonakama.com/>

平成22年10月31日（日）

「第38回 日本橋・京橋まつり」

【主催】

日本橋・京橋まつり実行委員会（東京中央大通会、室町大通会）

【協力内容】

- ・「第38回 日本橋・京橋まつり」内で行われる、大江戸活粋（かっき）パレードで生物多様性に関する普及啓発を行うブースを出展し、かざぐるま「MY 行動宣言」の募集・展示及び生物多様性関係パネル展示等を行う。
- ・「国際生物多様性年記念『MISIA LIFE IN HARMONY』from 日本橋」ライブがコレド室町内の日本橋三井ホールで開催され、これまでに集めたかざぐるま「MY 行動宣言」を、ライブ会場周辺の施設で掲出予定。

【参考】

公式 HP <http://www.nikkyo.net/okame/about.html>

別紙

LIFE IN HARMONY

プロデュース：David Foster

作詞：MISIA

作曲：yellowRubato

ほどけた糸を見つけ そっと結び直すの
共に信じていることを 見つめ合う 時の中で

風は花を揺らして 雨は地に降りそそぎ この頬に触れて
鳥は大空を飛び 遙か遠く羽ばたく また花を咲かせる

Living life in harmony I'm just feeling この空の下
数えきれないほどの命が 繋がり 生きている

例えば君のため 何か一つできたら
同じ時代に生きていくことを 語ろう この場所で

親が泣いた姿に 子供は心傷つけてる
ねえ どうか気がついて

Living life in harmony 一人では 生きていけないと
語りきれないほどの 痛みが 教えてくれる

共に歩いていく道ならば 共に築いていけばいい
互いの命の重さだけ この長い道を踏み固めながら

Living life in harmony I'm just feeling この空の下で
語りきれないほどの祈りや 願いが作っていく 果てない未来を
Living... I'm just feeling
数えきれないほどの命が 繋がる あなたへと

Living... We are living together

生物多様性条約(CBD)第10回締約国会議(COP10)・カルタヘナ議定書第5回締約国会議(MOP5)日程(現段階で想定される案)

		10/11	10/12	10/13	10/14	10/15	10/16	10/17	10/18	10/19	10/20	10/21	10/22	10/23	10/24	10/25	10/26	10/27	10/28	10/29				
		月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金				
会議名		COP10																						
	議長	環境大臣																						
		MOP5																						
		農水大臣																						
		ハイレベルセグメント(議長:環境大臣)																						
総理・関係関係	午前	開会式							閉会式							森林保全と気候変動に関する閣僚級委員会(調整中)	開会式(来賓等挨拶)	パネル・ディスカッション	参加者によるステートメント					
	昼食																レセプション	レセプション	スピーチ	レセプション				
	午後										全体委員会(1週目報告)										参加者によるステートメント	参加者によるステートメント	COP10閉会式	
	夕食	開会レセプション(農水大臣主催)								開会レセプション(環境大臣/地元共催)														CBD事務局/支援実行委員会/経団連 共催ビジネス交流会

List of registered side-events organized by The Government of Japan for COP 10

#	ID	Time/Room*	Organizers	Theme
Monday, 18 October 2010, Lunch-Time				
1	1735	13:15 - 14:45 SHIROTORI HALL - Bldg 4 - 1st Floor 白鳥ホール	MINISTRY OF AGRICULTURE, FORESTRY AND FISHERIES OF JAPAN 農林水産省	BIODIVERSITY CONSERVATION IN NATIONAL FOREST, JAPAN. 日本の国有林における生物多様性保全
2	1744	13:15 - 14:45 CENTURY HALL - Bldg 1 - 1st Floor センチュリーホール	MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY OF JAPAN 文部科学省	OBSERVATION OF MARINE BIODIVERSITY (FEAT. JAPAN AGENCY FOR MARINE-EARTH SCIENCE AND TECHNOLOGY). 海洋生物多様性の観測(海洋研究開発機構を演者に迎えて)
4	1778	13:15 - 14:45 Room 235 - Bldg 2, 3rd Floor 235号室	RAMSAR, MINISTRY OF THE ENVIRONMENT OF JAPAN, SCBD ラムサール条約事務局、環境省、生物多様性条約事務局	THE ROLE OF RAMSAR IN IMPLEMENTATION OF THE CBD 生物多様性条約の履行におけるラムサール条約の役割
10	2060	13:15 - 14:45 Room 233B - Bldg 2 - 3rd Floor 233B号室	HIROSHIMA UNIVERSITY & MINISTRY OF THE ENVIRONMENT OF JAPAN 広島大学 & 環境省	INTERLINKAGE BETWEEN REDD MECHANISM AND BIODIVERSITY CONSERVATION REDDメカニズムと生物多様性保全の相互作用
Tuesday, 19 October 2010, Lunch-Time				
17	1719	13:15 - 14:45 SHIROTORI HALL - Bldg 4 - 1st Floor 白鳥ホール	MINISTRY OF THE ENVIRONMENT OF JAPAN 環境省	LAUNCHING OF THE INTERNATIONAL PARTNERSHIP FOR THE SATOYAMA INITIATIVE SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ(IPS)の発進
18	1732	13:15 - 14:45 Room 211B - Bldg 2, 1st Floor 211B号室	MINISTRY OF THE ENVIRONMENT OF JAPAN 環境省	CASE REPORTS ON SUSTAINABLE ECONOMIC/SOCIAL ACTIVITIES—BIODIVERSITY AND SOUND MATERIAL-CYCLE SOCIETY— 持続可能な経済社会活動に関する事例発表会 - 生物多様性と循環型社会 -
19	1754	13:15 - 14:45 Room 232 - Bldg 2 - 3rd Floor 232号室	MINISTRY OF ECONOMY, TRADE AND INDUSTRY OF JAPAN 経済産業省	APPROACH TO ACCESS AND BENEFIT-SHARING アクセスと利益配分に関する取組
Tuesday, 19 October 2010, Evening				
47	1738	18:15 - 19:45 Room 211B - Bldg 2, 1st Floor 211B号室 2号館1階	MINISTRY OF AGRICULTURE, FORESTRY AND FISHERIES OF JAPAN 農林水産省	AGRICULTURAL, FORESTRY AND FISHERIES PRODUCTS CONCERNED ABOUT BIODIVERSITY. 生物多様性に配慮した農林水産物
Wednesday, 20 October 2010, Lunch-Time				
61	1717	13:15 - 14:45 SHIROTORI HALL - Bldg 4 - 1st Floor 白鳥ホール	MINISTRY OF THE ENVIRONMENT OF JAPAN 環境省	TOWARD ACHIEVING THE POST 2010 BIODIVERSITY TARGET ポスト2010年目標の達成に向けて
62	1725	13:15 - 14:45 Room 232 - Bldg 2 - 3rd Floor 232号室	MINISTRY OF THE ENVIRONMENT OF JAPAN 環境省	ALIEN SPECIES MANAGEMENT-1. 外来種防除実務者国際ワークショップ
1925		13:15 - 14:30 Interactive Fair Tent of Japan 日本政府屋外大型テント	UNITED NATIONS UNIVERSITY, INSTITUTE FOR SUSTAINABILITY AND PEACE, GLOBAL ENVIRONMENT OUTREACH CENTRE (GEOC) & MINISTRY OF THE ENVIRONMENT OF JAPAN 国際連合大学サステイナビリティと平和研究所、地球環	GOVERNOR'S SATOYAMA SUMMIT 里山知事サミット
63	1757	14:45 - 18:00 Interactive Fair Tent of Japan 日本政府屋外大型テント	MINISTRY OF LAND, INFRASTRUCTURE, TRANSPORT AND TOURISM OF JAPAN 国土交通省	COASTAL BIODIVERSITY—IMPROVEMENT MEASURE FOR GLOBAL ENVIRONMENT THROUGH RESTORATION OF COASTAL OCEAN 沿岸域の生物多様性 - 沿岸海域再生による地球環境改善施策
Wednesday, 20 October 2010, Evening				
90	1733	18:15 - 19:45 Room 212A - Bldg 2, 1st Floor 212A号室	MINISTRY OF AGRICULTURE, FORESTRY AND FISHERIES OF JAPAN 農林水産省	AGRICULTURE AND BIODIVERSITY. 農業と生物多様性
91	1756	18:15 - 19:45 EVENT HALL - Bldg 1 - 1st Floor イベントホール	MINISTRY OF LAND, INFRASTRUCTURE, TRANSPORT AND TOURISM OF JAPAN 国土交通省	CITIES AND BIODIVERSITY. 都市と生物多様性
Thursday, 21 October 2010, Lunch-Time				
106	1730	13:15 - 14:45 Room 211B - Bldg 2, 1st Floor 211B号室	MINISTRY OF THE ENVIRONMENT OF JAPAN 環境省	INTERNATIONAL SATOYAMA WORKSHOP. 国際里海ワークショップ
107	1737	13:15 - 14:45 Room 212A - Bldg 2, 1st Floor 212A号室	MINISTRY OF AGRICULTURE, FORESTRY AND FISHERIES OF JAPAN 農林水産省	BIODIVERSITY INDICATORS IN AGRICULTURE. 農業における生物多様性指標
108	1759	13:15 - 14:45 Interactive Fair Tent of Japan 日本政府屋外大型テント	MINISTRY OF THE ENVIRONMENT OF JAPAN 環境省	INTRODUCTION OF EAST ASIAN - AUSTRALASIAN FLYWAY PARTNERSHIP AND SIGNING CEREMONY OF SISTER-CITY AFFILIATION 東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップの紹介と姉妹地協定締結
121	2280	13:15 - 14:45 EVENT HALL - Bldg 1 - 1st Floor イベントホール 1号館1階	MINISTRY OF THE ENVIRONMENT OF JAPAN, IUCN, DIVERSITAS, IHDP, AND ICSU. 環境省、国際自然保護連合、生物多様性科学国際協同プログラム(DIVERSITAS)、地球環境変化の人間社会側面に関する国際研究計画(IHDP)及び国際科学会議	THE INTERGOVERNMENTAL PLATFORM ON BIODIVERSITY AND ECOSYSTEM SERVICES (IPBES): STATUS, NEXT STEPS, AND IMPLICATIONS FOR THE BIODIVERSITY COMMUNITY. 生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム(IPBES):現状、今後、そして生物多様性コミュニティへの示唆
Thursday, 21 October 2010, Evening				
133	1726	18:15 - 19:45 Room 232 - Bldg 2 - 3rd Floor 232号室	MINISTRY OF THE ENVIRONMENT OF JAPAN 環境省	ALIEN SPECIES MANAGEMENT-2. 外来種防除実務者国際ワークショップ

List of registered side-events organized by The Government of Japan for COP 10

#	ID	Time/Room*	Organizers	Theme
134	1739	18:15 - 19:45 Room 212A - Bldg 2, 1st Floor 212A号室	MINISTRY OF AGRICULTURE, FORESTRY AND FISHERIES OF JAPAN 農林水産省	FISHERIES AND BIODIVERSITY. 水産業と生物多様性

List of registered side-events organized by The Government of Japan for COP 10

#	ID	Time/Room*	Organizers	Theme
Friday, 22 October 2010, Lunch-Time				
148	1721	13:15 - 14:45 SHIROTORI HALL - Bldg 4 - 1st Floor 白鳥ホール	INSTITUTE FOR GLOBAL ENVIRONMENTAL STRATEGIES (IGES) & MINISTRY OF THE ENVIRONMENT OF JAPAN 地球環境戦略研究機関(IGES)	DISCUSSION ON TEEB TEEBに関する議論
149	1728	13:15 - 14:45 Room 212A - Bldg 2, 1st Floor 212A号室	MINISTRY OF THE ENVIRONMENT OF JAPAN 環境省	EAST AND SOUTHEAST ASIA BIODIVERSITY INFORMATION INITIATIVE (ESABII). 東・東南アジア生物多様性情報イニシアティブ (ESABII)
Friday, 22 October 2010, Evening				
179	1741	18:15 - 19:45 Room 232 - Bldg 2 - 3rd Floor 232号室	MINISTRY OF AGRICULTURE, FORESTRY AND FISHERIES OF JAPAN 農林水産省	DISCUSSION ON BIOFUELS. バイオ燃料に関する議論
180	1749	18:15 - 19:45 SHIROTORI HALL - Bldg 4 - 1st Floor 白鳥ホール	MINISTRY OF LAND, INFRASTRUCTURE, TRANSPORT AND TOURISM OF JAPAN 国土交通省	BIODIVERSITY OF INLAND WATERS 内陸水の生物多様性
Saturday, 23 October 2010, Lunch-Time				
192	1727	13:15 - 14:45 Interactive Fair Tent of Japan 日本での種あふれ未来コンテスト	MINISTRY OF THE ENVIRONMENT OF JAPAN 環境省	PRESENTATION AND INTERPRETATION ON TREATMENT OF INVASIVE ALIEN SPECIES IN JAPAN. 外来種問題ワークショップ
Monday, 25 October 2010, Lunch-Time				
193	1743	13:15 - 14:45 Room 211B - Bldg 2, 1st Floor 211B号室	MINISTRY OF AGRICULTURE, FORESTRY AND FISHERIES OF JAPAN 農林水産省	RICE PADDIES AND BIODIVERSITY. 水田と生物多様性
194	1760	13:15 - 14:45 Nagoya Gakuin University - Offsite location 名古屋学院大学	MINISTRY OF THE ENVIRONMENT OF JAPAN 環境省	THE ROLE OF CRITICAL ECOSYSTEM PARTNERSHIP FUND (CEPF) 重要生態系基金 (CEPF) ワークショップ
Monday, 25 October 2010, Evening				
219	1729	18:15 - 19:45 Room 130 - Bldg 1 - 3rd Floor 130号室	MINISTRY OF THE ENVIRONMENT OF JAPAN 環境省	ASIA-PACIFIC BIODIVERSITY OBSERVATION NETWORK (AP-BON). アジア太平洋生物多様性観測ネットワーク (AP-BON)
Tuesday, 26 October 2010, Lunch-Time				
233	1753	13:15 - 14:45 SHIROTORI HALL - Bldg 4 - 1st Floor 白鳥ホール	MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY OF JAPAN 文部科学省	UNESCO'S MAN AND BIOSPHERE (MAB) PROGRAM, EDUCATION FOR SUSTAINABLE DEVELOPMENT (ESD), AND JAPANESE ACTIVITIES ユネスコ人間と生物圏 (MAB) 計画、持続発展教育 (ESD) と日本の取組
234	1755	13:15 - 14:45 Room 211B - Bldg 2, 1st Floor 211B号室	MINISTRY OF LAND, INFRASTRUCTURE, TRANSPORT AND TOURISM OF JAPAN 国土交通省	SUSTAINABLE INFRASTRUCTURE DEVELOPMENT CONSISTENT WITH BIODIVERSITY CONSERVATION IN JAPAN. 日本における生物多様性保全と調和した持続可能なインフラ整備
239	2062	13:15 - 14:45 Nagoya Gakuin University - Offsite location 名古屋学院大学	MINISTRY OF THE ENVIRONMENT OF JAPAN 環境省	ACTIVITIES OF JAPAN NATIONAL COMMITTEE FOR IYB (LIFE ON EARTH COMMITTEE) 日本の国際生物多様性年国内委員会 (地球生きもの委員会) の活動
Tuesday, 26 October 2010, Evening				
259	1746	18:15 - 19:45 Room 211B - Bldg 2, 1st Floor 211B号室 2号館1階	MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY OF JAPAN 文部科学省	CONTRIBUTION OF ARTIFICIAL SATELLITES TO BIODIVERSITY SURVEY AND CLIMATE CHANGE MONITORING-1 (FEAT. JAPAN AEROSPACE EXPLORATION AGENCY). 生物多様性調査と気候変動モニタリングに対する衛星の貢献 - 1 (宇宙航空研究開発機構を演者に迎えて)
260	1748	18:15 - 19:45 Room 212A - Bldg 2, 1st Floor 212A号室	MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY OF JAPAN 文部科学省	BIODIVERSITY IN JAPAN AND ITS CONSERVATION (FEAT. NATIONAL MUSEUM OF NATURE AND SCIENCE). 日本の生物多様性と其の保全 (国立科学博物館を演者に迎えて)
Wednesday, 27 October 2010, Lunch-Time				
272	1720	13:15 - 14:45 Nagoya Gakuin University - Offsite location 名古屋学院大学	MINISTRY OF THE ENVIRONMENT OF JAPAN 環境省	ASSESSMENT AND INDICATORS ON BIODIVERSITY (JAPAN BIODIVERSITY OUTLOOK). 生物多様性の評価:指標 (日本の生物多様性総合評価)
273	1731	13:15 - 14:45 Interactive Fair Tent of Japan 日本での種あふれ未来コンテスト	MINISTRY OF THE ENVIRONMENT OF JAPAN 環境省	THE RESULTS OF THE INTERNATIONAL YOUTH CONFERENCE ON BIODIVERSITY IN AICHI 2010. 生物多様性国際ユース会議in愛知2010の成果発表
Wednesday, 27 October 2010, Evening				
299	1722	18:15 - 19:45 Room 212A - Bldg 2, 1st Floor 212A号室	NIPPON KEIDANREN (JAPAN BUSINESS FEDERATION) & MINISTRY OF THE ENVIRONMENT OF JAPAN 日本経団連 & 環境省	DISCUSSION ON BUSINESS AND BIODIVERSITY ビジネスと生物多様性に関する議論
Thursday, 28 October 2010, Lunch-Time				
312	1747	13:15 - 14:45 Room 232 - Bldg 2 - 3rd Floor 232号室	MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY OF JAPAN 文部科学省	CONTRIBUTION OF ARTIFICIAL SATELLITES TO BIODIVERSITY SURVEY AND CLIMATE CHANGE MONITORING-2 (FEAT. JAPAN AEROSPACE EXPLORATION AGENCY). 生物多様性調査と気候変動モニタリングに対する衛星の貢献 - 2 (宇宙航空研究開発機構を演者に迎えて)